

第9章 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）受給のための手続について

1 事業主の皆様をお願いします！

雇用継続給付に関する受給資格確認及び支給申請の手続は、その支給を受ける被保険者本人が行うこととなりますが、その書類の提出については、その被保険者を雇用する事業主が被保険者に代わって手続を行うよう、ご協力をお願いします。

一の事業所に雇用されるすべての雇用継続給付の被保険者の支給申請手続については、事業主と事業所の労働者の過半数で組織する労働組合（労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は、労働者の過半数の代表者）との間で書面による協定を結んでいただき、その被保険者を雇用する事業主が、被保険者に代わって手続を行うようご協力をお願いします。

この場合、あらかじめ、事業主がその事業所の被保険者について最初に支給申請書を提出する際に、あわせて「労使協定が結ばれているかどうか」を担当窓口にて口頭確認させていただきます。

※ 届出・支給申請にあたってのご注意

雇用継続給付に関する届出および支給申請の期限は、雇用保険法施行規則により定められています。

届出をしていなかったり、定められた申請期限を過ぎてしまったりすると、給付金を受給することができない場合があります。

定められた支給申請等の時期までにハローワークに来所することができない場合には、必ずご連絡ください。

2 必ず本人にお渡しください！

ハローワークでは、雇用継続給付についての支給決定を行いますと、コンピューターでの処理後、「支給決定通知書」と「次回の支給申請書」をお渡ししています。

これらの書類は、①本人に支給金額をお知らせし、②次回の支給対象期間及び支給申請の期限をお知らせし、③高年齢雇用継続給付の場合には年金との併給調整手続きに必要となる、など大変重要な書類ですので、必ず本人にお渡しください。

3 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？

雇用継続給付金の支給額は、60歳到達時（休業開始時）の賃金額と支給対象月（対象期間）に支払われた賃金額とを比較し、その低下に応じて決定されることから、給付金の支給決定後に、すでに提出していただいた賃金月額証明書や支給申請書について、賃金額の記載誤りや一部算入漏れ等があった場合には、正しい金額により改めて支給することとなるため、すでに支給された給付金を回収しなければならないケースが発生します。

また、育児休業給付および介護休業給付における支給対象期間中に職場復帰した場合の職場復帰日（介護休業終了日）の申告漏れがあった場合についても、正しく処理を行う必要があるため、上記と同様、すでに支給した給付金を回収しなければならないケースもあります。

この給付金の回収手続は、煩雑となるばかりでなく、多額の給付金を一度に回収させていただく場合もあることから、事業主および被保険者の皆様に、かなりの負担・不利益を生じさせることもあります。

雇用継続給付に関する手続きの際には、これらの点について十分ご注意くださいとともに、ご不明な点等ございましたら、事業所を管轄するハローワークまでお問い合わせください。